日本私立学校振興·共済事業団広報



「World Solar Challenge」に挑むサレジオ高専ソーラーカー「SALESIO号」 写真提供:サレジオ工業高等専門学校(東京都町田市)

CONTENTS

●受配者指定寄付金の利用のご案内―税の減免で有効な募金活動を―	2
▶リレー連載 寄付金戦略を考える 第5回 信託銀行との「遺贈による寄付制度」提携…	4
▶「自己診断チェックリスト《大学・短大編》平成20年度版」について	6
▶平成21年度 補正予算について─経済危機対策による融資事業の拡充─	8
▶標準給与基礎届書/平成21年度 第1回私学共済事務担当者研修会は中止になりました/	
平成21年度 私学事業団海外研修旅行は全コース中止となりました	9
▶高額介護合算療養費の支給申請が8月から始まります/接骨院・整骨院の施術を受けると	き…10
▶夏休みにご利用ください─契約施設・バカンスクーポンと長距離フェリーの割引利用─ …	11
▶みんなのしがくきょうさい 私学共済制度の基礎知識④	12
INFORMATION	14
●宿泊施設のご案内∕融資事業のご案内	16

受配者指定寄付金の利用のご案内 税の減免で有効な募金活動を

とおりです。 できますので、ぜひご利用ください。 学校法人は有効な募金活動を行うことが す。この寄付金については寄付者に対し する法人を含む。以下同じ)に配付する 付金を受け入れ、これを寄付者が指定し の発展のために、 て税制上の優遇措置が認められており、 た学校法人(Ⅲに掲げる専修学校を設置 「受配者指定寄付金」業務を行っていま 受配者指定寄付金に関する概略は次の 私学事業団では、 企業などの法人から寄 私立学校の教育研究

て取り扱わないこととしています。 ができますので、 金と同じ税制上の優遇措置を受けること 本事業団では原則とし

には、 ります。 受配者指定寄付金として取り扱うため 次の要件をすべて満たす必要があ

①広く一般に募集され、次のいずれにも 該当せず公益性の観点から問題がないこと (7寄付者が税制上の不当な軽減を企図 (ア寄付者が寄付により特別な利益を受 益を受けるものには該当しません) 施設、設備、 けていないこと(寄付者名を付した したものではないこと 寄付講座等は特別の利

③すでに終了している事業に充てる寄付 ②税制上の優遇措置を必要としない者か らの寄付金でないこと

した寄付金全額を損金として算入するこ 人が学校法人に対し寄付した場合、支出

④原則として、一口の寄付金額が五千円 以上であること

に掲げる事業のための寄付金であること □ 受配者指定寄付金の対象事業

の証明を受けることで、受配者指定寄付 ついては、学校法人が特定公益増進法人 対象となります。ただし、個人の寄付に 校法人に対し寄付した場合も所得控除の とが認められています。また、個人が学

受配者指定寄付金の取扱要件

П

ではないこと

ウ 寄付者の 子弟等の 入学に 関するもの

敷地、

校舎その他附属設備の取得費

次頁の表にあるとおり

「寄付の受け手」、

学校法人に対する寄付金については

全額損金算入が可能な寄付金

寄付者」により税制上の優遇措置が異

なります。

受配者指定寄付金では、

企業などの法

金でないこと

(5)

受配者指定寄付金の対象事業

 ${\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$

若しくは研究に必要な費用または基金に 程を設置するものに限る)が行う、 等課程又は一、七〇〇時間以上の専門課 学校法人が設置する学校及び専修学校 充てるために実施する次の事業です。 (授業時間数が二、○○○時間以上の高 受配者指定寄付金の対象事業は、 教育 既設

既設学校法人の設置する既設学校が 実施する事業

②寄付講座等基金 ①教育研究に要する経常的経費 *

③奨学基金 ※

④教育研究基金 ※

※基金には、一定の期間に計画的に事 業の経費に使用することができる基金 ⑥①及び⑤に要した借入金の返済費用 ⑤敷地、校舎その他附属設備の取得費 (いわゆる「取崩し型基金」)を含みます。

既設学校法人が新たに学校等(学部 学科等)を設置するための事業

業団では取り扱っていません。 直接審査 付金を利用する場合は、寄付金募集のた 等を設置するための寄付金は、財務省が めの寄附行為変更認可が必要となります。 して寄付金を募集する際に受配者指定寄 なお、学校法人を新たに設立し、 新たに学校等を設置するための資金と ②初年度経常経費 (個別指定)を行うので、 学校

IV 受配者指定寄付金の事務の流れ

本的な事務の流れは次のとおりです。 受配者指定寄付金を利用するときの

利用前

で、寄付金の振込の際にご利用ください。 載された「振込依頼書」を送付しますの 提出後、銀行名や口座番号などが予め記 配者指定寄付金連絡票」を提出します。 本制度を初めて利用する場合は、

募金開始

提出を依頼します。 企業・法人等に「寄付申込書」の作成 金の募集を開始します。寄付を申し出た 受配者指定寄付金として取り扱う寄付

法とがあります。 と、寄付者が直接本事業団へ振り込む方 学校法人が取りまとめて振り込む方法 学校法人へ振り込んでいただき、これを 三 私学事業団の指定銀行口座への振込 本事業団への振り込みは、寄付者から

寄付金の受け入れに必要な書類の提出

次の書類を提出します。 寄付金の受け入れに必要な書類として、 「寄付申込書」が企業から提出された後 付者が直接本事業団に振り込む場合は、 寄付金を本事業団に振り込んだ後

①寄付申込書

②受配者指定寄付金に係る確認書

場合のみ提出 を超える寄付金の申し込みがある (②は、寄付金額が一、○○○万円 『寄付金事務の手引』をご覧ください。ホームページまたは本事業団作成の冊

係る事業の実績報告書」を提出します。

受配者指定寄付金の詳細は、

本事業団

後に寄付金の使途等に関する「寄付金に

寄付金の配付を受けた年度の決算終了

④寄付者名および寄 ③寄付金振込報告書

を取りまとめて本事業団に振り込(③および④は、学校法人が寄付金④寄付者名および寄付金額一覧

五 「寄付金受領書」の受取む場合のみ提出)

発行します。
著への領収書となる「寄付金受領書」を込書」等の提出書類の確認を行い、寄付込書」等の提出書類の確認を行い、寄付

付しますので、学校法人から寄付者に対

「寄付金受領書」は学校法人あてに送

し送付してください。

寄付金の配付申請

七 寄付金の配付「寄付金配付申請書」等を提出します。「寄付金配付申請書」等を提出します。きは、寄付事業、資金計画等を記載したきは、寄付金を必要とすると

本事業団は、配付にあたって「寄付金配付申請書」等に基づき事業内容等の審査を行い、配付領等を決定します。決定後、「寄付金配付決定通知書」を学校法人の口座へ振り込みます。

表 学校法人等に対する寄付にかかる優遇措置一覧

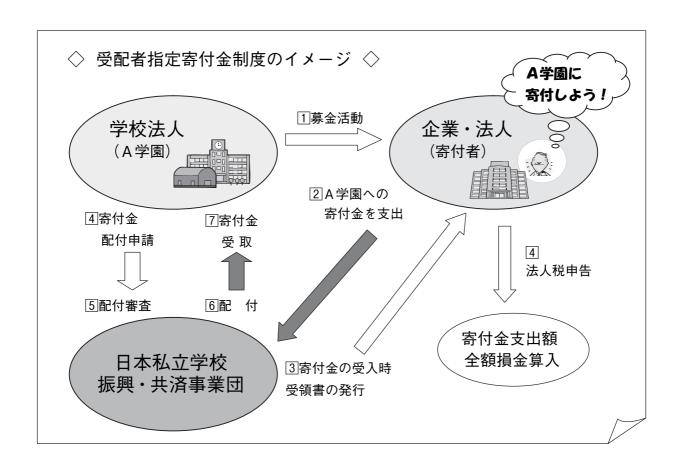
か月程度かかります。

寄付金の実績報告

衣 子	衣 子校法人寺に刈りの命刊にプププの愛廼信直一見						
寄付者寄付の受け手		法人	個人				
(学私	受配者指 定寄付金	寄付金の全額が損金算入できる	〔所得控除額〕 =寄付金額(総所得金額等の40%が 上限) -5千円				
学校法人	特定公益增進法人	〔損金算入限度額〕 =(資本等の金額×0.25%+当該年度 所得の金額×5%)×1/2 ※一般の損金算入限度額と別枠で 損金算入が認められる	同上				
国立大学法人 (国·地方公共団体)		寄付金の全額が損金算入できる	同上				
その他の法人等		(一般の損金算入限度額)=(資本等の金額×0.25%+当該年度 所得の金額×2.5%)×1/2	所得控除は認められない				

問い合わせ先(私学振興事業本部) 助成部 寄付金課 助成部 寄付金課 おう三(三二三○)七三一七~七三一

九



当社は、

遺贈希望者の意思に沿った遺言



寄付金戦略を考える

第五回(信託銀行との「遺贈による寄付制度」提携

中央三井信託銀行 営業企画部 加藤 浩

従来から日本の大学では、個人に対する寄付募集といえば生前寄付が前提でる寄付募集といえば生前寄付が前提であったし、今後もそれが中心であり続けることに変わりはないであろうが、近年、追言利用の増加に伴い、遺贈寄付(遺言による社会貢献)にも注目が寄せられている。この流れのなかで、大学と信託銀行などとの提携による「遺贈による寄付着」を採用する大学が増えつつある。今回は、その制度の概要、メリット、運営上の留意点などについて解説する。

「遺贈による寄付制度」の提携とは

のとおりである

(遺贈による寄付制度の

しくみ図参照)

務先(以下「当社」という)の場合、

次

この制度提携のあらましは、

筆者の勤

本支店窓口で相談することもできる。③本支店窓口で相談することもできる。③大学、当社と制度運営に係る提携を行うに協定書等を締結。なお、提携に関して大学と当社は相互に何らの経済的負担も負学と当社は相互に何らの経済的負担も負別大学が「遺贈希望者から相談があっためない)。②遺贈希望者から相談があっためない)。②遺贈希望者は、直接当社の投票を対して、

する および包括受遺者に遺言書を開示したう 始の通知があると、当社は、相続人全員 れていた通知人などから遺言者の相続開 変更手続きに協力する。④予め指定さ 言者に確認して、必要があれば遺言書の 財産や相続人等の異動・変動の有無を遺 負担)。さらに、 言公正証書)を保管する(有料、 の作成に協力し、 え、遺言書で指定された遺言執行者とし (この中で大学への遺贈が明記される) 財産に関する遺言執行手続きに着手 遺言者存命中に生ずる 遺言書 (原則として遺

を収受して、執行業務は終了する。 目録の調製、遺言の指示に基づく遺産の名義書換・分配、債務の清算などを行う。 この執行手続きの過程で大学への遺贈(寄この執行手続きの過程で大学への遺贈(寄ると、相続人等に執行の顛末報告を行い、 ると、相続人等に執行の顛末報告を行い、 ると、相続人等に執行の顛末報告を行い、 ると、相続人等に執行の顛末報告を行い、 ると、相続人等に執行の顛末報告を行い、 ると、相続人等に執行の顛末報告を行い、 ると、相続人等に執行の顛末報告を行い、 ると、相続人等に執行の顛末報告を行い、 ると、相続人等に執行の顛末報告を行い、 と、相続人等に執行の顛末報告を行い、 は、財産

2 「制度」化と「提携」のメリット

遺言書を作成すれば実現できることであや公益団体などに遺産を遺贈する内容のや公益団体などに遺産を遺贈する内容の

の点について若干私見を述べてみたい。われる向きがあるかもしれないので、こすることに意味があるのか、と訝しく思り、わざわざ制度化したり、提携したり

〈制度化のメリット〉

①「制度」という「かたち」を作ること ①「制度」という「かたち」を作ること ②この結果、大学としては告知活動(アカ活動により、潜在している遺贈希知活動により、潜在している遺贈希望者の「遺言による寄付ニーズ」が 望者の「遺言による寄付ニーズ」が 顕在化されやすくなる。

寄与する。
寄与する。
寄与する。
寄与する。
寄与する。
のおり、一件あたりの寄付

〈提携のメリット〉

①大学としては、遺贈希望者から制度利用の申し込みを受けたら当社に取り用の申し込みを受けたら当社に取り用の申し込みを受けたら当社に取り

②この制度を利用する遺贈希望者にとっては、遺言を含む相続対策についてなることができるうえ、遺言書の作成ることができるうえ、遺言書の作成と保管が万全となり、さらに、財産と保管が万全となり、さらに、財産と保管が万全として確保することにより、将来の大学への遺贈を含む遺言り、将来の大学への遺贈を含む遺言り、将来の大学への遺贈を含む遺言り、将来の大学への遺贈を含む遺言り、将来の大学への遺贈を含む遺言

3 制度運営上の留意点

くつかの留意点がある。営を図っていくためには、次のようない営を図っていくためには、次のようない

①制度提携の文書による協定化

前記のとおり、この制度提携の枠組み自体はきわめて簡単なものであるため、住提携関係が忘れ去られてしまわないよい。また、トラブル・クレームを未然にに提携関係が忘れ去られてしまわないよい。また、トラブル・クレームを未然にし、基本的確認事項を取り決めている。

②寄付希望内容の事前確認ルール

実際の遺贈寄付事例のほとんどは、特実際の遺贈寄付事例のほとんどは、特との条件が付かない金銭による寄付であるが、なかには、資金使途を指定したり、全が、なかには、資金使途を指定したり、条件や負担を付けたり、金銭以外の財産条件や負担を付けたり、金銭以外の財産者望が出されることがある。

この希望内容をそのまま遺言書に記載け入れ困難との理由で受遺を辞退され、寄付が実現できないケースが出ることもありうる。こうした事態を招かないよう、前述のような希望がある案件に限っては、これらの希望や条件の受入が可能かどうかを遺言書作成のアドバイス段階で当社から大学側に原則として遺贈希望者名をから大学側に原則として遺贈希望者名をがら大学側に原則として遺贈希望者名を

③守秘義務の遵守

遺言に関しては、最大級の秘密保持が

(遺贈) 大学

(相続人等)

として任務遂行 財産に関する遺伝

言執行者

遺贈による寄付制度のしくみ図〔中央三井信託銀行の場合〕

【遺贈希望者】

遺言公正証書作成

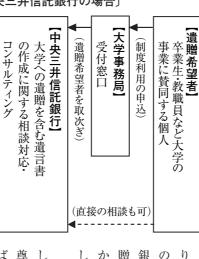
(公証人を紹介

(遺言書保管契約)

遺言書の保管と管

理

を図ることが大切である 検討しているとかいう情報については、 である。したがって、どこの誰がどうい 回することは、遺言者本人の自由な独立 この制度の運営上も守秘義務遵守の徹底 う内容の遺言書を作成したとか、作成を した意思に基づいてなされるべきだから



あとは遺言者の選択に任せる。 としてどういう先があるかを開示して、 を推奨することはできない。 先を検討する際に、当社が特定の寄付先 ばならない。したがって、遺言者が寄付 尊重することに特段の注意を払わなけれ した「遺言者の自由な独立した意思」を 遺言信託業務を取り扱う当社は、 制度提携先 前述

の主体はあくまでも制度を立ち上げた大 忠実に実現させることにある。 管理を行い、相続開始後は、 当社の任務は、 言書づくりに協力し、遺言書の保管と 遺言者の考えに即した 遺言内容を 制度運営

【中央三井信託銀行】

(相続開始の通知受理)

②遺贈寄付制度についての意識改革

必要である。ポイントが二つある。 大学側としては、 「前向きなもの」と捉える意識改革が 遺贈による寄付制度

4 制度活性化のための基本認識と施策

要求される。遺言をすることや遺言を撤

実行を保持することが不可欠である。 おいても次のような基本認識と諸施策の が肝要であるが、 せるためには、制度立ち上げ時の「精神 `持続」と具体的活動の「継続的実行 どのような制度でも、制度を活性化さ 遺贈による寄付制度に

のは、 贈希望者を開拓してくれるのではない 銀行がその顧客基盤や店舗網によって遺 りを受けるのを承知のうえであえて記す 1 しかし、この期待は誤解である。 か」と期待される向きもあるからである。 「なにを当たり前のことを…」とお叱 「制度の運営主体は大学」の基本認識 「制度提携さえすれば、 後は信託

は

ある。 用意があることについても生前寄付と同 ことである。もちろん、「強引に遺贈寄 るいは じ位置づけで明確にアナウンスすべきで 付の方法として、 な告知はすべきでないが、 付を勧誘している」と受け取られるよう きでない」という意識を切り替えるべき いもの」「控えめに告知すべきもの」あ は まず一つは、 「生前寄付」募集に比べ「告知しにく 「遺贈による寄付の要請などすべ 「遺贈による寄付」 遺贈寄付を受け入れる 個人による寄 募集

携が利用者に「便宜を提供できるもの であるという認識をもつことである。 二つ目は、 「遺贈による寄付制度」 提

させることができ、この点で利用者に利 現されるよう手当てして作ることが大切 便を提供できるものなのである。 したとおり、 であるが、 ものではなく、遺言内容が将来確実に実 遺言書は作りさえすればよい、という 前述した必要な手当てをすべて満足 〈提携のメリット〉②で既述 遺贈による寄付制度の提携

③息の長い継続的な告知活動の推進

ついて触れてみたい。 以上述べたような認識に立ったうえ 最後に、制度活性化に必要な施策に

コストはかけられない」のが常識であろ としても、 金活動の対象とはなりにくい。経済原則 きず、周年募金のような短期集中的な募 る。生前寄付と異なり、 遺贈による寄付は偶発性の寄付であ 「効果予測のできないものに 計画や予測はで

> いう姿勢を堅持することである 継続的に制度の告知活動を実施する」と さまざまな機会と媒体を通じて「長期的 スタンスとは特別のことではない。要は、 金活動・告知活動が必要である。異なる **三前寄付募集とは異なるスタンスでの募** しかし、遺贈による寄付募集にも、

あり、 潜在する遺贈希望者に対し地道に着実に その脳裏にインプットされ蓄積されてい 時日が必要となる。その間に、 情報を発信し続ける作業こそが不可欠で い」と思い定め、 むしろ、「すぐに効果がでるものではな 告知するだけではほとんど意味がない 返し」が大切である。制度立ち上げ時に 寄付制度の告知には、 して結実する。したがって、 き、機熟せば遺言の中で大学への寄付と 断続的に届けば、 ズに直結する情報が遺贈希望者の手元に 言としてまとめ上げるまでには、 付ニーズを人生最後の卒業論文である遺 遺贈希望者が、 何よりも効果ある施策といえる。 その情報は、 長年あたためてきた寄 長期的視野に立って、 「継続」と「繰 遺贈による 少しずつ そのニー

◇加藤 (かとう ひろし

ルタント。一九六六年慶應義塾大学法学部卒業。 る寄付制度」提携の提案活動を推進してきている。 | 九九六年頃から大学・公益団体への「遺贈によ 中央三井信託銀行 営業企画部 財産コンサ

知をすることで、潜在している寄付ニーズを顕 在化しやすくなるようです。 遺贈による寄付制度を立ち上げ、 継続的な告

診断チェックリスト《大学・短大編 平成二十年度版」につい

等を追 shigaku.go.jp/checklist20.pdf) ストのデ という〉 表 本 が 1 した 誌 最終報告 ジへ 加したものです。 に掲載した自己診断チェックリ 目 月 「学校 リストは タを更新し、 一号に 0) で 掲載をご案内した自 わ \(\rightarrow\)\(\rightarrow\)\(\rightarrow\) かるレ 法人活性化 お 11 て私 平成十九年八月に 再生研最終報告 新たに財務バ (http:// 学事 タ ĺ ·再生研究 業団 チ ヤ www. 三診 1 ホ ラ

ŋ チ の支援方策として、 態に位置する学校法人への本事業団から 待されています。 点を早期 助チェ ツ 生研最終報告」において、 クリストの作成が求められてお .題を発見できるような自己診断 ツ 発見し、 クリストを参考に経営上 学校法人においてもこの自己 学校法人が自ら経営 改善に向けた努力が 正 上の問 常状

導 チ 標によ 助 学校法人の破綻を防止する観 ツ シュ 生 言を開始する時期を判断する目 ても クリスト 研最終報告」 0 フロ て学校法人の経営状態をモニ 提 本事業団と文部科学省が指 示され ーをベ 0) ほ てい かに ースにした では、 ・ます 経営 自 が 判 己 点から 断 一定 これ 指 診 標 断

> 行う目安とするものです。 点を早期に発見し、 務比率等により学校法人が経営上の問 こするためのものです 方、 自己診断チェ 自主的 ツ クリ な改善努力を Ź ト は 題 財

自己診断チェックリストとは

1

学校法人の 兆候を早期 しています 己診断チェ 健 に発見するため 健康診断 ックリストは、 書 を目指 0 経営悪 いわ 作 ば 化

0

成

チェッ ち出 す。 U 趨勢の三つの による総合評価 点からもできるよう、 分析 把握し次 況の変化へのすばやい対応や善後策を 厳しさを増す中、 などにより、 自 ます 十八歳人口の減少や大学問競争の 己分析が比 また、 は必必 すことが極めて重要となってい クリストは、 要不可欠です。 自ら置かれた状況を客観的 0) 私学を取り巻く経営環境 評価を取り入れて作成して 較的平易に、 道筋を導き出 のグラフ化 各学校法人にとって そうした法人自ら レ この や絶対、 か ダーチ す上 つ多角的 自 己診 で自 ヤ 、相対、 激 ま 打 状

財務比率等に関するチェックリスト(法人)による評価項目

の中でも主要な比率 れまで本事業団が 示してきた財 (帰属収支差額、

表1

2

3

人件費比率

人件費依存率

人件費÷学納金

率

なっています 学校法人の 関するチェ 因に関する設問 比率等に関するチェ 件費比率等) ックリ 等を評価指標とした からなる スト ックリスト 0)

経営者を対象とした定性的 「管理運営等

一部構成と と主 財 が 支 な判断を行うため 2 状 赤字で 財 表 況 1のとおり、 務比率等の数値デ ح あ n 「資 ば 過 金収支状 一去の 運用

が

十分かを

運

建用資産

0)

状

況

で、

収

固定費である人件費の状況はどの程度か

教育研究CF=教育研究CF収入-教育研究CF支出

Ⅱ資金収支状況

教育研究活動によるCFがどの程度あるが

教育研究CF÷教育研究CF収入

教育研究活動収支差額比率

*教育研究CF収入=(学納金+前受金-前期末前受金) +(手数料+一般寄付金+補助金(施設除く) +資産運用収入+事業収入+雑収入)

*教育研究CF支出=人件費+教研費+管理経費+借入金利息

Ⅲ運用資産の状況

I消費収支状況

帰属収支差額がどの程度あるか

帰属収支差額(臨時的要素除く)比率

人件費÷帰属収入(臨時的要素除く)

(帰属収入-消費支出)÷帰属収入

Ⅳ外部負債の状況 直近の収入の何年分の負債があるか

直近の収入の何年分の資産が蓄積されているか

運用資産対帰属収入比(年) 運用資産÷帰属収入(臨時的要素除く)

*運用資産=現金預金+引当特定預金(資産)+有価証券

(教育研究CFがマイナスの時のみ) 過去の蓄積で何年分の赤字を埋められるか

6 運用資産超過額対教育研究CF比(年) (運用資産-外部負債)÷教育研究活動CF×-1

運用資産対教育研究CF比(年) 運用資産÷教育研究活動CF×-1 外部負債対帰属収入比(年) 外部負債÷帰属収入(臨時的要素除く)

*外部負債=借入金+学校債+未払金+手形債務

(教育研究CFがプラスの時のみ)

教育研究CFの何年分の負債があるか

外部負債超過額対教育研究CF比(年) (外部負債-運用資産)÷教育研究活動CF

ぞれ な程 支が

度

かを

外部

負債

0)

状

況

でそれ

黒字であ

れば外部負債

が返

済

可

能

把握することにより、

学校法人の

・ます。

そのうえで

「学生数関係」、

教

営

状態

を認識することを目的とし

7

員

(関係

経費関係

を部門単

位

分

が析を

行うことによって収支を悪

化 で

率 1)

Ŋ

る原

因の

把握と改善

す

き点

費収支状況

財務比率等に関するチェックリスト (抜粋) 表り

-		. WINNEL (1)-N() O > T > > > 1	(3/2/11/										
		財務比率項目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	増減	伸び率	絶対 評価	相対 評価	趨勢 評価	
	-	帰属収支差額比率	c/a	7.0%	4.9%	2.1%	-2.7%	€3.1%	10.1%	-144.3%			
		帰属収入(資産売却差額等臨時的な要素を除く)	а	3,778	3,628	3,603	3,476	3,482	-295	-7.8%	_	_	
		消費支出(資産処分差額等臨時的な要素を除く)	b	3,513	3,450	3,528	3,570	3,590	/ 8	2.2%	E	D-	E
	I	帰属収支差額	c=a-b	265	178	7,5	-94	-108	-37 3	-140.9%			
	23/4												

○学校法人の負債とならない収入である帰属収入から消費支出を差し引いた差額(帰属収支差額)が収入全体の何%にあたるかを見る比率である。この比率は収支状況を見る最も基本的なものであり、プラスが大きいほど自己資本が充実することになるため高い方が望ましい。逆に、マイナスの場合は自己資本を取り崩すことになり、正常状態とはいえない。

- 出資(株式)の概念がない学校法人では、校地校舎等教育研究に必要な資産相当額を維持すべき資本(基本金)として帰属収入の中から予め確保しなければならない。そのため、基本金組入相当の帰属収支差額が必要になる。大学法人の基本金組入額は平均で帰属収入の12%程度であることから、帰属収支差額比率は10%以上が必要と考えられる。
- (絶対評価) 10%以上を安定的に確保=A、直近年度は10%以上=B、直近年度は0%以上10%未満=C、直近年度は0%未満=D、0%未満が連続=E
- (趨勢評価) 5ポイント以上増=A、2.5ポイント以上増=B、2.5 ~△2.5ポイント増減=C、2.5ポイント以上減=D、5ポイント以上減=E

帰属収支差額比率の階級区分 表3

階級	比率(%)	階級	比率(%)
第1階級	~	第6階級	4.5 ~
(E-)	-13.0	(C/+)	6.3
第2階級	−12.9 ~	第7階級	6.4 ~
(E+)		(B-)	9.4
第3階級	-4.2 ~	第8階級	9.5 ~
(D-)	-0.6	(B+)	13.0
第4階級	−0.5 ~	第9階級	13.1 ~
(D+)	1.7	(A-)	17.9
第5階級	1.8	第10階級	18.0
(C-)	4.4	(A+)	. •

ま 多 法 0 価 在 自 達成 す。 価 角 0 0) 人 ら 設定 的 視 数 0 度を五段 中 例 点 を 値 趨勢評 心が改善 こえば、 を での 評 設定しました。 した目標値 組み合わせることによっ 価 自 が 価 段階で評 できるように 法 運 人の た 四 用資産は) か否かを五 や適正値を基にそ 年 価 位置を十 前と比 、相対評別 0) なっ 較した現 段階 段階 平 9 価 均 7 0) **全** て、 以 で で

> 差 ケ 必

第三階 年 5 分した個数を評価 化にあることからEとなります 年度 0 %であることから、 第一〇階級に区 また、 度の帰属収支差額比率がマイナス三・ ス ポイン から十 ح 級 %以 なります。 相対評価」 (マイナ ト減と五ポイント以 九年度にかけてマイ 下 ス 一分したものです。 の悪い順に第 に 位置 兀 は全法 趨勢評 表3の階級区分の į 一%以上 人数を十 価 D 階級 ナス は、 上 マイナ 7 0 十九 + 悪

研

て改善すべき収支科目は 悪化していることから、 率や学校単位の 検討する必要があります。 る要因は何 が 仏と、 かを、 学生数、 またその数値 他法人と比較 何 れ以降 か、 教職員数等 またその が年 0) 財 務

となります な 画 上 [から V 保 有 など して 算 出 いる 0) した目 視 点を変えた が、 標 値 学 園 は 0) 評 達 施 設整 価 成 が L 可 7 備 能 11 計

本的 入額相当 学校法人で目標値を設定することが望ま ~平均 Źト. 表2は、 「続未達成のEとなります。 額比率はマイナスであり、 ースでは十 一要と考え設定しています。 は、 品な比 ここでは大学法人の 学校法人の収支状況を見る最も基 からの で \vec{o} 率です。 財務比 〇%以 |%あることから、 抜粋です。 十九年度とも帰属収支 率等に関 絶対評価 上の帰属収支差額が 帰属収支差額比 基本金 するチ この 絶対 は原 基本金組 評価 モデ 組入額 エ 別各 ツ ĺV ク

を させて

財

務

比

率

0)

評

価

は、

絶対評

価

法

人

が

確認することができます。

な目

標の

下

実効性のある計

画

を

効 深果的

な具体策を実践

できる組

あるかどうか各項目

こでチェ

ツ

支援体制等を評価します。 または財務体制から教学および

各組

学 織

法人内 織 立 が 生 価するため 3 営等に関するチェ 体制に てください 朔 案 関する設問を設けた学校法人の管 学校法人の経営者を対象に定性的要因 制 ここでは法人の 0) 管理運営等に関するチェックリスト 確

0

組織体制から外部機関等の連

携

理事会から教職員とい

った

組織

体制を総合的

ックリストで

理

4. まとめ

ę' 課題 をつ です。 ター [が内在している場合があります。 経営改善の取り組みを支援いたします 最 己診断チェ けるべきなの 営改 収支を将来的に悪化させるような要 終 経営改善を行ううえで、 在、 また、 の共通理解を得て、 報 0) 特に財 善に 充実を図り、 に基づき、 本事業団に つなげてい ックリストを参考にして、 務上大きな問 か等、 なお 私学経 ただだけ 法人内での経営 お 学園 W どこから手 層学校法 ても 題 営情 れば幸 体となっ がなくて 一再生 報

自 因

私学経 Е 問 \bigcirc 合 営情報セン Iわせ ル (11111110)shien@shigaku.go.jp 先 (私学振 七八二 興事業本部 経営支援室

一九・七八三二

平成21年7月1日 第139号

平成21年度補正予算について

-経済危機対策による融資事業の拡充-

私学事業団では、私立学校の施設整備等に要する資金について、長期(返済期間最長20年)・固定金利(契約時の金利で固定)の融資を行っています。

平成21年度の融資事業は、経済危機対策による補正予算により、政府出資金110億円、財政融資資金200億円が財源措置され、融資事業計画額を当初の600億円から910億円に増額しました。また、下記の制度を創設し、融資事業の拡充を図りました。

補正予算により拡充した融資事業の概略について、以下のとおりご案内します。

授業料減免事業等による学生への経済支援を行う大学等への無利子融資、 緊急融資を必要とする小規模学校法人への無利子融資を創設しました。

(計画額110億円)

⇒授業料減免、奨学金事業等を実施している大学等への当該経費支出額に対する無利子融資です。

【融資期間:5年以内(据置0.5年以内)】

□資金繰りが一時的に悪化している学校法人(主に高等学校法人以下)の経営の安定を図るための無利 子融資です。

【融資期間:3年以内(据置0.5年以内)】

私立大学附属病院の施設整備に対する融資枠を拡大し、学校法人の金利負担 軽減のために利子助成制度を創設しました。 (計画額334億円※)

※平成21年度から23年度までの3年間で1,000億円の融資計画

⇒地域医療の強化を図るとともに、拠点病院の耐震化を推進するために、私立大学附属病院の建て替えを支援する融資です。

【融資期間:20年以内(据置2年以内)】

⇒建替事業の資金として、平成21年度から23年度までの間に本事業団の融資を利用されると、本事業 団への初回の利払いから10年間にわたり、国から利子助成(私立学校施設高度化推進事業補助金)が 受けられます。これにより、学校法人の金利負担が軽減されます。

<融資条件等について>

- ・融資額は、①事業費(経費)、②資産、③担保の3つの面から査定し、このうち最も低い金額となります。
- ・担保(土地及び建物)、保証人は、従来どおり必要となります。また、上記の無利子融資については、 資金使途、返済計画等についても一定の要件を設ける予定です。

借り入れのお申し込み等の詳細は、あらためて本事業団ホームページ等でお知らせします。



問い合わせ先 (私学振興事業本部) 融資部 融資課

203 (3230) $7861 \sim 7867$

Eメール yushi@shigaku.go.jp

共済業務

標準給与基礎届書

― 七月十日締め切り提出はお済みですか

提出してください。のです。正確に記入し、期限内に必ずのです。正確に記入し、期限内に必ずといいます)は、掛金や給付の算定基といいます)は、掛金や給付の算定基「標準給与基礎届書」(以下「基礎届書」「持中旬に学校法人等に送付した

>>>提出

提出先 私学事業団共済事業本部提出期限 七月十日(金)

「基礎届書」の記載内容

入者として確認されている人です。五月三十一日以前で、六月一日現在加者は、資格取得年月日が平成二十一年者は、資格取得年月日が平成二十一年

書」を送付します。れた加入者については、別途「基礎届以前にさかのぼって資格取得が確認さ以前にさかのぼって資格取得が確認さ

∞提出後に給与を訂正する場合

①八月十日までに給与月額の誤りが判明したときは、共済事業本部資格課明したときは、共済事業本部資格課で記入した文書(用紙任意)を添えを記入した文書(用紙任意)を添えて提出してください。

②八月十一日以後に給与月額の誤りが

(ベースアップ)をした場合∭さかのぼってベース改定

①六月以前に差額支給が実施されたと

②七月以後に差額支給が実施されると②七月以後に差額支給が実施されると

‴その他の注意事項

①固定的給与に変動があり、標準給与の月額が二等級以上増減したとき

でも、「基礎届書」は訂正しないで②「基礎届書」の記載内容に誤りがあっ

③「基礎届書」の記載にあたっては、「基出してください。 出してください。

でください。
「「素碗店書」の言書にあたってに一書で「水田舎」と一緒に送付した通知文「平成二十一年標準給与の定時決定の実成二十一年標準給与の定時決定の実成二十一年標準給与の言書にあたってに一書

④七十五歳以上の在職者も「基礎届書」

磁気媒体を送付するときは、必ず「標 準給与基礎届の磁気媒体による報告送付 付状」を添付してください。報告送付 状は、「磁気媒体による報告要領」又 状は、「磁気媒体による報告要領」又 状は、「磁気媒体による報告要領」又

◎確認通知書の送付

「基礎届書」に基づき決定された標準給与の「確認通知書②」は、九月中準給与の「確認通知書②」は、九月中で、給与月額等の内質に送付しますので、給与月額等の内質に送付しますので、

「基礎届書」の提出がないと…

ますので、必ず提出してください。や将来の年金にも影響することになり以後の掛金だけでなく、各種の給付金以をの掛金だけでなく、各種の給付金

〜 中止になりました 私学共済事務担当者研修会は 平成二十一年度第一回

新型インフルエンザの感染防止 の開催自粛の要請が示されまし の開催自粛の要請が示されまし

ました。

ました。

は、すべて中止することとし第一回私学共済事務担当者研修
のは、すべて中止することとします。
のは、すべて中止することとしました。

わびいたします。お申し込みいただいた方にはお

らせします。
おお、例年一月に開催している

ても中止となりました。一回事務担当者連絡会」につい

全コース中止となりました私学事業団海外研修旅行は平成二十一年度

海外研修旅行については、新型をととしました。

を受けます。

し、「自己負担額証明書」

0)

交付

己負担額証

明書交付申請書」

を提

計算対象期間途中に医療保険及び介

護保険が変更になった人は、

加入

から始ま

扶養者の世帯で、 の自己負担額を合算して、 合算療養費」 (限度額) 加入者及び私学事業団が認定した被 を超えたときに が支給されます。 医療保険と介護保険 算定基準額 「高額介護

自己負担額とは

ら支給される額を控除した後の額とな 医療機関の窓口で支払った自己負担額 族療養費付加金」)が支給されます。 養費」及び「一部負担金払戻金」(又は「家 療保険者である本事業団から、「高額療 算定基準額となる自己負担額とは、 したがって、 自己負担が高額になったときは、 「高額療養費」など本事業団か 「高額介護合算療養費 医

算定基準額 (限度額) Α表 (計算対象期間を20年8月から21年7月とする)

加

入者は、

介護保険者

市

区

|町村

「高額介護合算療養費支給兼自

自己負担額証明書の申請

対象者区分		医療保険+介護保険 (70~74歳の人がいる 世帯で合算するとき)	医療保険+介護保険 (70歳未満の人を含めて 世帯で合算するとき)
現役並み所得者 上位所得者		67万円	126万円
— 般		56万円	67万円
低所得者	I	31万円	34万円
此川诗有	I	19万円	34万日

ります

申請の手続き

算定基準額(初年度経過措置による限度額) (計算対象期間を20年4月から21年7月とする)

対象者区分		医療保険+介護保険 (70~74歳の人がいる 世帯で合算するとき)	医療保険+介護保険 (70歳未満の人を含めて 世帯で合算するとき)		
現役並み所得者 上位所得者		89万円	168万円		
— 般		75万円	89万円		
低所得者	I	41万円	45万円		
区川 守有	Ι	25万円	45 <i>7</i> / 🗇		

※現役並み所得者:70歳以上の加入者のうち標準給与の月額が28万円以上の人 ※上位所得者:70歳未満の加入者のうち標準給与の月額が53万円以上の人

※低所得者Ⅱ:加入者及び被扶養者が市区町村民税非課税者(低所得者Ⅰを除く) ※低所得者 I :加入者及び被扶養者が市区町村民税非課税者であり、年金収入 80万円以下など所得が一定基準以下である人

※初年度経過措置により「A表の計算結果>B表の計算結果」 となる場合は、A 表の計算結果による額が支給されます。

ください。 己負担額証明書」 していたすべての保険者から の交付を受けて 自

*支給申請書の提出

1

加入者は、 本事業団に申請します 給兼自己負担額証明書交付申請書_ 「自己負担額証明書」を添付して 「高額介護合算療養費支

> ②七月三十一日時点で本事業団の 付して、 された「自己負担額 保険者及び本事業団に申請し交付 者資格を喪失している人は、 になります。 ている医療保険者に申請すること 七月三十 日 証明書」 現在加入し を添 介護 加入

支給について

請に基づき、 き加入者に支給します。 します。 れの支給額を計算し、 本事業団では、 各保険者は、 介護・医療保険者それぞ 加入者からの支給申 各保険者に通知 算結果に基づ

)療養費・家族療養費の委任払い

の受領を柔道整復師に委任することが 認められています。 るものですが、 者が全額支払った後に療養費(又は家 族療養費)として私学事業団に請求す 柔道整復師の施術費は、 加入者証を使って療養費 本来、受診

離れなど)に限られています。 急性の外傷による捻挫・打撲・挫傷 療養費が認められるのは、 ただし、 柔道整復師の施術にお 急性又は亜 11 肉 7

要となります。 また、骨折・脱臼の施術を受けるに 応急手当を除き、 医師の同意が必

額自己負担となります。 単なるマッサージ代 療養費の対象とならな わ ŋ 場合は 0) 利 用 な

費支給申請書」 術内容を確認して てください 療養費の委任払いをするときは、 0) 「柔道整復施術療養 「委任欄」 に署名し 施

申請内容の照会

施することになりました。 申請書」 療養費の適正化を図るため、 の施術内容にかかる調査を実 「支給

ださい。 いします。 調査票は学校法人等に送付します 対象となった加入者に配付してく 調査票の回答にご協力をお

接骨院・整骨院の

施術を受けるとき



夏休みにご利用ください

― 契約施設・バカンスクーポンと長距離フェリーの割引利用 ―

加入者(任意継続加入者を含む)とその被扶養者、75歳以上で引き続き私学に勤務している教職員等を対象に、全国の宿泊施設やレジャー施設等で、利用料金の補助・割引を受けることができます。お出かけの際にはぜひご利用ください。詳しくは「私学共済ブック 2009 [保健・宿泊編]」をご覧ください。()内は「私学共済ブック 2009 [保健・宿泊編]」の該当ページです。

厚生施設・ 健康増進宿泊施設

契約施設を利用するときに補助券が利用できます(私学事業団の直営施設では利用できません)。補助券は「私学共済ブック 2009 (保健・宿泊編)」の巻末に綴じ込んでありますので、切り取って必要事項を記入のうえ使用してください。なお、一部割引のみで補助券が使用できない施設があります。

	厚生施設(106 ~ 133ページ)	健康増進宿泊施設(150 ~ 165ページ)
施設内容	遊園地、プール、ゴルフ場など	ホテル、旅館、民宿など
利用方法	①予約が必要な施設は直接予約する。 ②利用施設の受付で「加入者証」などを提示する。 ③補助券は、支払いの際に提出する。	①各宿泊施設へ直接予約をする。 ②利用施設の受付で「加入者証」などを提示し、 補助券を提出する。
補助内容	施設により補助額や使用できる補助券の枚数が異なりますので、「私学共済ブック <u>2009</u> [保健・宿泊編]]で確認してください。	17112122

バカンスクーポンと 長距離フェリーの割引

私学事業団の直営宿泊施設や契約施設等に宿泊すると、その旅行に必要なJR乗車券等を割引購入できます。

	バカンスクーポン(JR乗車券の割引) (145 ~ 146ページ)	長距離フェリー(対象会社は7社) (146 ~ 147ページ)				
	(1)大人2名以上又は大人と子供あわせて2名以上で 同一旅程をとること	(1)大人2名以上で同一旅程をとること				
	(2)次のいずれかの施設へ宿泊すること ①私学事業団の直営宿泊施設(148 ~ 149ページ) ②健康増進宿泊施設(150 ~ 165ページ)					
利用条件	③私学事業団が会員契約をしている宿泊施設(134 ~ 143ページ) ④文部科学省共済組合、公立学校共済組合の直営宿泊施設(166 ~ 171ページ) ⑤購入する取扱旅行会社(JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、トップツアー)の協定宿泊施設					
	(3)指定地駅(宿泊施設のJR最寄り駅)を目的地とし、出発地に戻る旅行で、往路及び復路いずれも201km以上(発着が同じであること)					
割引率	JR線の普通乗車券が 2割引き になります。 ただし、東海道新幹線を利用又は経由する場合、片 道601km未満の場合は 1割引き です(周遊きっぷな ど各種割引きっぷ及び特急券等は対象外)。	旅客運賃と乗用車の航送料金が 2割引き になります。ただし、一部1割引きのフェリー会社(商船三井フェリー・太平洋フェリー)や区間もあります。				
(1)「バカンスクーポン購入申込書」又は「契約保養所システムフェリーきっぷ購入申込書」を各名 私学事業団共済事業本部、各ガーデンパレス(京都を除く)共済業務課に請求してください (2)取扱旅行会社(JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、トップツアー)の支店・営業所の窓口でなどを提出し、きっぷを購入してください。						

[※]旅行中は、「購入申込書(本人控え)」を必ず携帯してください。

[※]割引対象外の期間や区間がありますので「私学共済ブック 2009 [保健・宿泊編]」 $145 \sim 147$ ページをご覧ください。 ※詳しくは取扱旅行会社の支店・営業所にお問い合わせください。

死亡 したとき 🕞	○加入者又は被扶養者が死亡したときは、埋葬料が受けられます。	法定給付 [埋葬料] 付加給付 [埋葬料付加金]	法定給付 [家族埋葬料] [付加給付] [家族埋葬料付加金]
罹災したとき	○ 水震火災の非常災害で死亡したときは、弔慰金が受けられます。○ 非常災害で住居や家財に損害がでたときは、損害の程度に応じて災害見舞金が受けられます。	法定給付 「	法定給付 [家族弔慰金] 付加給付 [家族弔慰付加金]

^{*} 短期給付の支給額や請求などについては、私学共済事業ホームページ「こんなときどうする」のコーナーを参照してください。



制度や保険料のあ

らまし

ビス

給付金通知について	給付金が決定されると、学校法人等用と加入者用の「給付金等決定・送金 通知書」を送付しますので、加入者への配付をお忘れなくお願いします。		
限度額適用認定申請 70 歳未満の人が入院したときに、「限度額適用認定証」を提出する。 について 口負担を軽減することができます。			
無資格受診について	資格喪失の際に返納しなかった加入者証を使って診療を受けると無資格受 診となります。この場合、医療費は返還していただくことになります。退 職などにより資格を喪失するときは加入者証を必ず返納してください。		
時効について	短期給付を受ける権利は、給付事由が生じてから2年以内となっています。 2年を超えると時効により受ける権利がなくなりますので、ご注意ください。		

●介護保険と長寿(後期高齢者)医療制度への加入

私学共済の加入者は、40歳になると介護保険の被保険者となります。また、75歳になると医療保険が長寿(後期高齢者) 医療制度に変わります。そのため、これらの制度の内容を知ることが保険料負担への理解や、介護サービス・医療サービスを自分にあったスタイルで選択することにつながります。

介護保険

- ◆寝たきりなど介護が必要な人を社会全体で支える制度です。
- ○被保険者の種類は年齢で区分けされており、65 歳以上は第 1号被保険者、40歳以上65歳未満は第2号被保険者にな ります。
- ○介護保険は社会保険方式による制度のため、被保険者全員が保険料を負担します。私学共済加入者の介護掛金(保険料)は毎年、厚生労働省からの告示に基づき掛金率を計算します。21年度の掛金率は0.843%です。掛金額は標準給与及び標準賞与に介護掛金率を乗じて算定します。

「本事業団は介護保険法と私学共済法により介護掛金を加入者から徴収することとなっており、納入された掛金を 社会保険診療報酬支払基金に納付しています。

- ○加入者が 65 歳以上の場合は、介護掛金(保険料)の取り 扱い窓口が市区町村に変わるため、本事業団に納める必要 はありません(保険料は年金からの天引き又は振り込み等 による支払いとなります)。
- ○介護保険では、65歳以上の人は、介護が必要となった病気の原因などに関係なく介護サービスが受けられます。40歳以上65歳未満の人は、老化に伴う特定の病気(脳血管障害や初老期の認知症など16種類)による介護に限られます。
- ○介護サービスを受けるには、介護認定審査会による要介護度(1から5)や要支援度(1から2)の認定が必要です。
- ○介護サービスには要介護度や要支援度に応じて、特別養護 老人ホーム、老人保健施設、ショートステイ、デイサービ スや在宅系のサービスなどがありますので、自分にあった サービスを選択することができます。

長寿医療制度

- ◆家族や社会のために尽くした高齢者の医療を国民全体で支える仕組みとして、それまでの老人保健制度に変わる新しい医療制度が平成20年4月に創設されました。
- ○この医療制度は高齢者の医療費を全体で負担することから、 医療機関での利用者負担を除いて、5割を公費で、4割を 私学共済などの各医療保険の加入者で、残り1割を高齢者 自身の保険料で賄います。

「現役世代は高齢者の医療を支えるため応分の負担をすることとされ、私学共済(短期給付加入者)の場合、「特定保険料率に相当する掛金率」として21年度は短期給付掛金率6.72%のうち2.28%を支援しています。*掛金額のうち支援分掛金額の内訳は本誌4月号及び私学共済事業ホームページを参照してください。

- ○制度運営は保険料徴収を市町村が行い、財政運営は都道府 県単位で全市町村が加入する広域連合が行います。
- ○現役世代が負担する特定保険料は、各医療保険者が後期高 齢者支援金として社会保険診療報酬支払基金に納付し、支 払基金から広域連合に交付される仕組みとなっています。
- ○被保険者(75歳以上)は、保険料を年金からの天引き又は 振り込み等で支払います。所得の低い世帯の人には保険料 の軽減措置が設けられています。
- ○医療機関での利用者(自己)負担は原則1割ですが、現役並みの所得がある場合は3割です。
- ○医療保険の利用者負担が高額の場合は、限度額を超える額が払い戻しされます。
- ○糖尿病、高血圧などの慢性病の人は「かかりつけ医」を持つか選択ができます。
- ○医師や看護師などの自宅訪問により生活支援の医療を受け られます。

度や保険料のあらま

.....

療サービ

WE CRESTU

私学共済制度の基礎知識

4

○今月号から共済事業(短期・長期・福祉)を順次掲載します。今回は短期給付事業等についてです。

短期給付は、民間の健康保険にあたるもので加入者や被扶養者が













したときに 給付を行う事業です。 (※休業と結婚の給付は加入者のみ対象です。)

mini mem^o (平成20年度未) 短期給付適用学校数

14, 222校

短期給付適用加入者数 493,887人

短期給付適用被扶養者数

346, 290人

549万件 547億円

「療養の給付」(平成20年度) 件数と金額

被扶養者 387万件 346億円

加入者

●短期給付の種類

短期給付で扱う保険の内容は一覧のとおり多岐にわたっています。 給付は法律で定められている法定給付と、法定給付を補完する付加給付の2つがあります。 職務や通勤災害による場合は、労災保険の対象となるため短期給付からの支給はありません。

区分 出来事	あらまし	加入者	被扶養者
病気やケガをしたとき	 ○ 医療機関の窓口で加入者証(保険証)を提示すると保険診療が受けられます。これを療養の給付といい、診察や入院、投薬などの医療サービスを現物給付として、かかった医療費の7割を保険者である私学事業団が負担します。本人の負担は原則3割です。被扶養者の場合も加入者と同様の扱いになっています。 ○ 高額療養費や一部負担金払戻金などは現金給付として受けられます。 	法定給付 「療養の給付療養費 高額療養費 入院時食事療養費 入院時生活療養費 入院時生活療養費 保険外併用療養費 訪問看護療養費 高額介護合算療養費 移送費 「付加給付」 一部負担金払戻金 入院付加金	法定給付 [加入者と同様の給付] 付加給付 [加入者と同様の給付]
休業したとき (大学したとき) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学	 ○病気などの傷病の療養や、出産により欠勤し、給与が減額されたときは休業給付として手当金が受けられます。 ○傷病手当金の支給期間は、一般の傷病で1年6か月、結核性で3年です。付加金は支給期間満了後6か月までです。 ○出産手当金の支給期間は、出産の日以前42日から出産日の後56日までの間で勤務できなかった期間となります。 ○休業手当金は被扶養者の病気等や出産、不慮の災害等による欠勤で給与が減額されたときに受けられます。 	法定給付 [傷病手当金 出産手当金 休業手当金] 付加給付 [傷病手当金付加金]	給付金はありません
結婚 ①① ① したとき	○ 結婚したときに受けられます (加入者同士が 結婚したときはそれぞれが受けられます)。	【付加給付】 [結婚手当金]	給付金はありません
出産したとき	○加入者や被扶養者が出産したときに受けられます。請求は事前申請(受取代理)又は出産後です。	法定給付 [出産費] 付加給付 [出産費付加金]	法定給付 [家族出産費] 付加給付 [家族出産費付加金]

私学事業団ホームページ http://www.shigaku.go.jp/

(「月報私学」はホームページにも掲載しています)



〒113-8441 文京区湯島1-7-5 ☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際には、学校番号、加入者番号をお 手元にご用意くださるよう、お願いします。 http://www.shigakukyosai.jp/

高齢受給者基準収入額適用申請

70歳以上の高齢受給者が医療機関等で受診する際の一部負担金は原則1割負担ですが、標準給与の月額が28万円以上の場合は3割負担となります。

ただし、3割負担の人の年収が高齢受給者基準収入額 に該当する場合は、申請により1割負担となります。

6月1日現在3割負担になっている人を対象に、「高 齢受給者基準収入額適用申請書」を6月中旬に学校法人 等あてに送付しました。

該当する場合は平成20年の収入額が確認できる「平成21年度所得証明書」を添付し、**7月21日(火)(必着)まで**に手続きしてください。

なお、高齢受給者基準収入額に該当しない場合、変更 手続きは必要ありません。

共済定期保険の配当金を送金しました

平成20年度の収支決算の結果、剰余金が生じたため、20年10月1日現在加入している人に対して、配当金を保険料振替口座に6月26日(金)付けで送金しました。

コース名	配当率
家族年金コース	41.50%
医療保障コース	46.75%
学校加入コース	41.50%

短期給付金等の受け取り及び 掛金等の納付方法について(お願い)

給付金等の受け取りを確実にするため、**払出証書で給** 付金等を受け取っている学校法人等は、「短期給付金・ 貸付金・積立貯金受取金融機関口座等申出書」により、 金融機関の預金口座への送金に変更をお願いします。

また、掛金等及び貸付償還金を払込通知票により納付している学校法人等は、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」により、指定口座からの自動引き落としができる便利な預金口座振替をご利用ください。

これにより、手数料等の事務費節減につながりますの でご協力をお願いします。 共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、 月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、 ご了承ください。

郵送検診を一時休止します

私学事業団では加入者、被扶養者及び75歳以上の教職員等を対象に、郵送による大腸がん、肺がん、子宮頚がん、胃がん、前立腺がんの検診を実施していますが、7月から9月までは検体が傷みやすいため休止します。

出産費等が平成21年10月から 4万円引き上げとなります。

出産費及び家族出産費の金額は、産科医療補償制度の対象となる分娩においては、10月から38万円が42万円に引き上げられます。詳細は、次号以降でお知らせします。

平成21年版「事務の手引」を7月初旬に「レター」7月号と一緒に学校法人等あてに送付します。

▶ 7月の共済業務スケジュール

2 日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 6月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着) 「標準給与基礎届書」提出期限
15日(水)	貸付 申込・任意償還申出締切
21日(火)	貯金 送金
22日(水)	貸付 送金
24日(金)	貯金 払戻・解約請求締切 積立共済年金 脱退申出等締切 共済定期保険 口座・住所変更申出締切
28日(火)	掛金 6月分口座振替(自振校のみ) 貸付 7月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(金)	掛金 6月分納期限 貸付 翌月24日送金申込締切

■ 8月の共済業務スケジュール

3日(月)	貸付 送金
6日(木)	貸付 7月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付申込・任意償還申出締切

INFORMATION

「月報私学」表紙写真の募集

本誌の表紙写真を私立学校から広く募集します。下記のテーマに沿った写真をふるってご応募ください。

採用させていただく場合には改めてご連絡します。

○募集テーマ

四季折々の季節感のある私立学校の学園風景。授業、クラブやスポーツ活動、学校行事、キャンパスのシンボルやランドマーク等

○応募写真

デジタル(ファイルサイズ2MB程度)、プリント、ポジいずれかの写真

○応募方法

写真を同封又は添付し、学校法人等名、担当 者名及び連絡先をご記入のうえ、郵送もしくは メールでご送付ください。

- ※写真は原則として返却いたしません。
- ※応募作品は著作権などの権利が応募時点で応募者に 帰属するものに限ります。
- ※採用作品は、本事業団が「月報私学」の表紙写真として使用し、冊子として刊行、本事業団ホームページで公表するほか、「月報私学」表紙写真の募集広告に使用することがあります。
- ※撮影対象の肖像権侵害などの責任は負いかねます。 応募に際しては、必ず撮影対象者の承諾及び上記事 項への使用許可を得てください。

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

○応募・お問い合わせ先 〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12 日本私立学校振興・共済事業団 企画室☎03 (3230) 7810・7811

「月報私学」の回覧にご協力ください

「月報私学」は、学校法人等あてに送付しています。個人の購読の希望についてはお受けしていません。 限られた部数の送付となりますので、本誌を広くご活用いただくためにも、法人等内での各部署への回 覧にご協力くださるようお願いいたします。

また、ホームページ (http://www.shigaku.go.jp/g_geppo.htm) にも掲載しております。

助成業務

〒102-8145 千代田区富士見 1 -10-12 ☎03 (3230) 1321 (代表) http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

会計処理等の質問・相談を承っています

私学経営情報センターでは、会計処理をはじめとして、 人事・学務等、私学経営全般にわたるご質問、ご相談に ついて、電話やFAX、Eメール等で随時承っています。 ぜひご利用ください。

> 私学経営情報センター 私学情報室 ☎03 (3230) 7846·7847 (会計処理) ☎03 (3230) 7838 (私学経営全般) Eメール center@shigaku.go.jp

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご利用ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。

また、提出の際にも事務手続きの簡略化のため「電子窓口」をご利用ください(一部、紙媒体での提出の場合があります)。

助成部 補助金課 ☎03 (3230) 7300 ~ 7311 Eメール hojokin@shigaku.go.jp



平成21年7月1日 第139号

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。 広島ガーデンパレス 検索

広島ガーデンパレスのおすすめ宿泊プラン

安芸の四季彩プラン



2名様1室 1名様 8.800円 3名様1室1名様 8,300円 4名様1室 1名様 **7.700**円

- 1 泊 2 食付のプランです。
- 食事は館内「日本料理ひろ里」にてご用意します。
- ●休前日は1名様あたり500円増となります。

お好み焼きチケット付宿泊プラン



2名様1室 1名様 **5.600**円 3名様1室 1名様 5.300円 4名様1室 1名様 4.600円

- お好み焼きチケット(1名様1.000円)が付いたプランです。
- チケットは広島ガーデンパレスより徒歩10分のフード パーク「駅前ひろば」でご利用いただけます。
- ●このプランは休前日を除きます。

- ご利用の2日前までにお申し込みください。
- 永年勤続加入者直営施設利用優待券をご利用いただけます。
- 平成22年3月31日までの適用となります。 (12月28日から1月3日は除きます)



広島ガーデンパレス外観

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT sp 広島カーテンパレス

〒732-0052 広島市東区光町 1-15 **2**082(262)1122 (JR広島駅新幹線口下車徒歩5分) http://www.hotelgp-hiroshima.com

は21年度融資のお申し込み受け付け中です!

>> 融資金利表 (平成21年7月1日現在)

	返済期間			
融資費目	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)	
校(園)舎、体育館、講堂、 遊戯室等の建築事業等並び に校(園)地の買収事業等 (一般施設費)	年% 2.1	^{年%} 1.5	年% 1.3	
寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業 並びに当該施設建築のための土地買収事業等 (特別施設費)	2.2	1.6	_	
校教具、通園バス等 ※幼稚園、特別支援学校、 専修学校が対象 (教育環境整備費)	_	_	5年6か月以内(うち据置6か月)	
大型設備・情報技術整備等 (教育環境整備費)	_	1.5	_	

校舎、園舎等の施設の建築 (改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、

長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・ 元金均等返済です。

施設整備に、

「安心で安定感ある」事業団資金を ご利用ください。

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。

※上記費目以外にも災害復旧費、公害対策費等が対象となります。

ご相談、お問い合わせは下記までお気軽にどうぞ。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先 (私学振興事業本部) 融資部 融資課 ☎03(3230)7862 ~ 7867 Eメール yushi@shigaku.go.jp









「World Solar Challenge」に挑むサレジオ高専ソーラーカー「SALESIO号」 オーストラリアの砂漠地帯、ダーウィンからアデレードまでの約3.000kmを走破する

「World Solar Challenge」に挑む、サレジオ工業高等専門学校ソーラーカーチーム。

月報私学 7月号(VOL. 139) 平成21年7月1日発行

編集・発行 日本私立学校振興・共済事業団 〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12 ☎03(3230)7810・7811(企画室)